

## 休日歯科・障がい者歯科応急診療所の障がい者歯科応急診療について 診療日数を週2日体制とすることを求める決議

平成19年の開設当初より、休日歯科・障がい者歯科応急診療所の障がい者歯科応急診療は週1日体制であるが、平成20年から既に1日当たりの患者数が20名を超え、平成23年には1日当たり30名を超える日も出ている。1人当たりの診療時間を効率的にして短縮を図っても、新しく予約をする患者が3週間待ちという状況に鑑みると、週1日の診療体制では追いついていないことが明白である。

診療や口腔ケアを希望する患者の希望に応え、その上で安全に患者の要求に応えられる医療サービスが提供できる環境をつくるためにも、診療日数を増やす必要があると考える。

よって、町田市議会は、町田市に対し、歯科医師会、市民病院ならびに担当部局との間で協議を進め、障がい者歯科応急診療の診療日数を週2日体制とすることを強く求める。

以上、決議する。